平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	30									府 省	<u> </u>		経済産	業省	
対象	税目	個人	人住民税	法人住民	税事業税	说 不動	産取得税	固定資	産税	事業所移	党 その	他()		
要項目		低台	公害車の	燃料等供給	給設備に係	る課税	標準の特	例措置の	延長						
要望(概		- 4	燃料電	の対象(3 池自動車及 置について	び天然ガス	く自動車	の燃料等		(水素)	充填設備	、天然力	ごス充填	設備)に	係る課税様	票準の
		- 4	に限り (対象 水素 天然	での内容 (池自動車及 (2/3の経 (設備) (充填設備 (対ス充填 (が)内はな	額とする (1 億 5, 00 没備(2, 00	0 万円」 0 万円」	以上) 以上)		につい	いて、固	定資産和	说の課移	(標準を、	、最初の3	3年間
関係	条文			第 349 条 <i>0</i> 規則附則第				10項、同	司法施行	行令附則	第11条	第11項	•		
減 見ジ	収		勿年度] 改正増洞		(▲196	i)	[平年	度]	_	(▲ 174)	(単位	: 百万円)	
要望		一月で で汚と排 基ら 防 (球次し普し)	夬いまあ染い出さ本書に上2m温世か及たよ定るたる問っ量ら計とれを)ネ暖代しががり)。、ト題たもに画すら図施ル化自な進っ、に「彳ラへ低力、〔るのる策ギ対動かまて燃	震災の教も、総かの対し、公が、のなり、のないののでは、いい	エ 策喩地等よよりにえ テ政売等 共工 大送球及り、月掲、 て府に供燃給れ 利一暖進2が議で料 向標ム設等備 ()ト化を害国決い等	一 平の対図少自定る供 を達割は給取セ 成省策るな動に。給 り成合、イ得キ 25エに必く車お 設 、すを初ンす	ユ 年ネ句要環産い よる増期フるリー・6 化けが境業で、 かいたたか投う者で、たたかで変のに、資のに強性をする。 動に性が整対	の「議公府。優み代」支 車よ代多備す推 決害目なれを自 援 か「白額がるの」とがを、いす車 る のえ車、分制	た に求達天るるに こ 排どの設で上め、おりす然。次つ と ガギー普置なの	C いれるス 代て、 り に基及省いているス 代て、 り よ本促初こンと はてた自 動30 低 大画を稼がン	自 物るに車 車年 公 気」(図働低テ車)分割 焼、 位ま 車 染成必は害づく	の 野助燃S 置こ う 野車料O で新 音 題年がいの設 な おか電× け 車 及 へ 4 あ こ 音 し で り し の り し り し し る り し る り し る り し る り し る り し る り し る り し る り 、 り し る り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り	を もの自を れ売 進 対閣。がの負を るの動全 てに ひ 応議 予障担 要出、排 およ い の決 想害の	こ なが天出 りか て たご さと軽が 02よが、、 のに が で が で が で が で が で で かに れな減が で からる こて図 で で が で が からる こて図 で が からる こて図 で の で かんしょう	り 排る自C レ5 温 こう こいら 出大動 C ギ割 暖 はご かるれ 源気車2 一か 化 地、ら。
対応縮減	する	6	•												

ページ

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	個別産業 - 流通・物流 エネルギー・環境 - 新エネルギー・省エネルギー、電力・ガス、環境						
合理性	政策の 達成目標	(エネルギー基本計画) 〇次世代自動車について、2030 年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指す。 〇次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)の普及・拡大に当たっては、研究開発に加え、インフラ整備が不可欠である。 〇運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネルギー化が重要である。 〇2014 年度内に商業販売が始まる燃料電池自動車の導入を推進するため、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、四大都市圏を中心に 2015 年内に 100 ヶ所程度の水素ステーションの整備をする。						
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	平成29年3月31日まで2年間の延長。						
	同上の期間中 の達成目標	(エネルギー基本計画) 〇運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネル ギー化が重要である。 〇2014年度内に商業販売が始まる燃料電池自動車の導入を推進するため、規制見直しや導入支援等の 整備支援によって、四大都市圏を中心に 2015 年内に 100ヶ所程度の水素ステーションの整備をする。						
	政策目標の 達成状況	〇新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%、平成24年度21%、平成25年度23%(軽自動車と登録車を合わせた割合)。 〇燃料供給設備の設置数は平成25年度で317基に上っているものの、「エネルギー基本計画」における2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割という目標達成のためには、本特例措置の延長が必要。						
+	要望の措置の 適用見込み	〇平成 27 年度:水素充填設備:100 基、天然ガス充填設備:9 基 〇平成 28 年度:水素充填設備:100 基、天然ガス充填設備:10 基						
有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	〇燃料等供給設備の設置者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、設置数の拡大によるインフラの整備、これに伴う燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車の普及を図ることができる。 〇この結果、大気汚染対策、CO2排出量の抑制等を推し進めることができる。						
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	【国税】 なし						
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	水素充填設備については、平成 25 年度より「水素供給設備整備事業費補助金」として、水素充填設備を整備する者に対し、整備費用の一部を補助する事業を開始。予算額は初年度 45.9 億円、平成 26 年度 72 億円、3 カ年で 100 ヶ所程度の設備を目標。						
相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車は従来車に比べ高額であることからも短時間での普及は困難であり、燃料等供給設備の設置する者においては、設置当初の稼働率が低いことが予想されることから当面収益性がない。本特例措置により、燃料等供給設備の設置者の維持費用を軽減し、燃料等供給設備を設置する者に対してインセンティブが働くことになる。燃料等供給設備の設置は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車の普及促進を図るうえで前提となる社会インフラの整備であり、政策的な支援が必要不可欠。						
	要望の措置の 妥当性	〇燃料供給設備は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車を使用する際に必要不可欠な社会インフラであることから、設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。また、2014 年度内に燃料電池自動車における商業販売が始まる予定であり、天然ガス自動車においては、今後普及が見込まれる大型CNGトラックについて、従来の改造車に加え 2015 年にメーカー車を市場投入することをトラックメーカーが表明しており、今後、次世代自動車の普及が進むと見込まれていることから、引き続き措置が必要。						
	ページ	_						

税負担軽減措置 適用実績	置等の	燃料等供給設備数 (21 年度) 357 箇所	は以下のとおり。 (22 年度) 347 箇所	(23 年度) 337 箇所	(24 年度) 330 箇所	(25 年度) 317 箇所			
「地方税にる税負担軽減対の適用状況等での報告書」 おける適用等	措置等 等に関 」に	(23 年度) 451, 620 千円	(24 年度) I 421, 958 千円						
〇対象となる燃料供給設備の設置数は、平成25年度317件に上っている。									
前回要望時の 達成目標		(エネルギー基本計画、新成長戦略、日本再生戦略) 〇燃料電池自動車、天然ガス自動車等に対する燃料供給インフラを整備することにより、利用環境の整備を図る。 〇2014 年度内の燃料電池自動車の市場投入に向けて、四大都市圏を中心に 100 箇所の水素供給設備を先行整備する。							
前回要望時から達成度及び目標達していない場由	票に	〇対象となる燃料供給設備の設置数は、平成25年度317件に上っている。 〇新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%、平成24年度21%、平成25年度23%に増加しており、各種の施策の成果が着実に現れている。 〇次世代自動車は一般的に従来車よりも高価であるとともに、燃料供給設備の設置が十分でないことが普及の障害となっている。							
これまでの要望経緯		 ・平成 9 年度 創設 ・平成 11 年度 延長 ・平成 13 年度 延長 ・平成 15 年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充 ・平成 17 年度 延長 ・平成 19 年度 延長 ・平成 21 年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を 2,000 万円以上から 300 万円以上に引き下げ)のうえで延長・拡充 ・平成 23 年度 電気充電設備を対象から除外 ・平成 25 年度 一部見直し(水素充填設備の取得価額要件を 2,000 万円から 1 億 5,000 万円に引き上げ)のうえで延長 							
	ページ			_					